

12 質の高い教育を支える環境の整備

【現状と課題】

学校の施設・設備等の整備

- ・平成30年から令和5年までの5年間で、児童・生徒等の安全・安心な環境の整備を着実に推進

学校のネットワーク環境に対する意識

- ・約半数の生徒がネットワーク環境に不満

東京都立図書館デジタルアーカイブ コンテンツ数

- ・資料のデジタル化と公開を計画的に実施

文化財ウィーク参加者数

- ・多くの都民等に、文化財に親しむ機会を提供

【強化のポイント】

- 都内公立学校の安全・安心な教育環境の確保及び災害時の避難所としての機能充実等を着実に推進
- 学校の日常的なICT活用を支える環境の着実な整備、学びの変化や校務効率化を考慮したICT環境の検討
- 社会教育施設の利用者への適切なサービスの提供、文化財に対する保護の必要性や重要性の周知

【指標】

- ✓ 空調設備の整備、トイレの環境整備、カーボンハーフに向けた取組等の充実
- ✓ 都立学校の学習用ネットワーク環境について「不満」「やや不満」と感じている割合を30%以下
- ✓ 都立図書館におけるDXの取組（江戸・東京関係資料のデジタル化、公開等）の推進

施策展開の方向性²⁹

質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備

1 ICTを活用するための環境の整備（総務部・都立学校教育部）

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用（再掲）

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

教員等の問合せに対応するヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるGIGAスクール運営支援センターの整備経費の一部について、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施する。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

区市町村立学校に導入された一人1台端末をより実践的に利活用していくため、区市町村立学校において、デジタルの専門性に基づく授業支援や校内研修等を担うデジタル利活用支援員の配置経費の一部を都独自で補助する。

ウ 都内公立小・中学校における一人1台端末の更新

共同調達等により端末の計画的な更新を支援する。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用（再掲）

ア 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度から、都立学校等における一人1台端末の整備を開始した。令和7年度入学生生徒の生徒所有一人1台端末についても、端末調達に係る検討・契約を行い、円滑な導入を進める。

イ 校内無線 LAN 環境の運用

令和3年度に整備を完了し、令和4年度に増強した校内無線 LAN 環境の安定運用を行うとともにセキュリティ対策を強化する。

ウ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童・生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進する。

エ 都立学校における生成 AI の活用

都立学校の生徒が授業等で生成 AI を効果的に活用できる環境整備に向け、安全な専領域を構築するとともに、研究校における取組成果を普及する。

オ デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校への校内無線 LAN 整備、統合型学習支援サービスの導入等のデジタル環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのデジタルサポーター（ICT 支援員）を引き続き都立学校全校へ常駐配置する。また、令和5年度から段階的に、学校のデジタルサポーターを会計年度任用職員とし、教員との連携を強化することで、学校でのデジタルの利活用の一層の推進を図る。

(イ) 教職員が行う統合型校務支援システム等の初期設定入力などの入力事務の負担を軽減するため、年度当初に、入力支援を行うための支援員（入力支援員）を配置する。

(ウ) 学校におけるデジタルの利活用の推進や子供たちの情報活用能力の組織的・計画的な育成のため、「デジタル利活用推進教員育成研修」を実施する。

カ オンライン学習デーの実施

教員のデジタルスキルを維持・向上させ、災害等の非常時においても、デジタルを活用しオンラインで学びを継続することができるよう都立学校においてオンライン学習デーを実施する。

キ 教育ダッシュボードの構築

統合型校務支援システムの校務系データと統合型学習支援サービスの学習系データを一元表示、分析し、個に応じた指導に生かすための教育ダッシュボードの2次開発としてこれまでの学習系データの分析機能に加え、校務系データの分析機能をリリースする。一部の学校から利用を開始し、順次対象校を拡大していく。

ク 定期考査採点・分析システムの活用

令和3年度に都立高校全校に導入した定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や個に応じた指導を推進する。

ケ 統合型校務支援システムの運用

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、令和4年4月に運用開始した統合型校務支援システムの安定稼働及び全都立学校への運用定着を図る。

コ 保護者コミュニケーションシステムの導入

児童・生徒の欠席や保護者へのお便り配信の電子化を推進するため、システム未導入校に対して、保護者コミュニケーションシステムを段階的に導入する。

(3) 島しょ地域における教育 DX 推進事業（再掲）

ア 島しょ地域の小・中学校における教育 DX の支援

(ア) 統合型校務支援システムの本格運用を開始し、島しょ地域の町村と綿密に調整・連携しながらシステムの安定運用及び活用を図る。

(イ) 小学校、中学校、高校の過去情報をデータ化・分析し、データ利活用の方法や教育への効果を検証する。

(ウ) 島しょ地域の町村や学校と連携し、将来的な教育 DX に関する多様な施策を検討・実施し、島しょ全体の教育 DX の機運を醸成していく。

イ 島しょ地域の高校における教育 DX の推進

(ア) 島しょ地域の高校から大学に進学した卒業生等をチューターとして、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗る制度と環境を整備し、進路の実現を支援する。

(4) デジタルを活用した入学者選抜に係る業務の推進

令和5年度入学者選抜から全都立高校で導入したインターネットを活用した出願及び合否照会について、入学者選抜における業務縮減及び効率化に向け、必要な機能改善を図りながら、安定的かつ円滑な運用を推進する。

2 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校等の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、平成22年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を行い、公立学校施設の冷房化の支援を実施してきた。平成26年度からは防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）を、平成27年度からは普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）を、令和元年度からは給食室を支援対象に加え、区市町村の学校教育環境整備が推進されるよう支援を行っている。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置支援事業

児童・生徒の良好な教育環境の確保と被災時の避難所機能の強化のため、公立小・中学校等の学校体育館等へ空調設置を行う区市町村に対し、都独自の補助制度を平成30年度から実施している。

ア 国の補助制度を活用した空調設置に対する支援

特別教室等と同様に国の補助金を活用し、体育館等へ空調設備の設置を行う区市町村に対し支援を実施している。

イ リース方式を活用した空調設置に対する支援

国が施設整備補助の対象としていない、区市町村がリース契約により行う体育館等への空調設備の整備についても、令和元年度から支援を実施している。

(3) 都立学校における空調設備の整備

都立高等学校の体育館については、全ての学校において、空調設備の整備を完了しており、令和4年度から、武道場等への空調設備の整備を進めている。

また、都立高等学校の特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室、また、給食室等について、計画的に空調設備の設置を進めるとともに、老朽化した空調の更新を行い教育環境の改善を図る。

3 トイレの環境整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、平成29年度から、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、国庫補助に加え、財政支援を行っている。

(2) 都立学校におけるトイレ整備の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、暖房便座の整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画するとともに、バリアフリートイレのウォシュレットの整備やマンホールトイレの整備を進める。

4 カーボンハーフに向けた取組の充実（都立学校教育部）

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、都立学校の改築工事等を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、既存校舎についても、施工部署である財務局及び環境局と連携しながら設置を加速化していく。

(2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、都立学校の改築工事等の際、原則としてLED照明とするとともに、既存校舎についてもLED化を順次進める。

5 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等における耐震化の推進

学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、国庫補助に加え、都独自の支援事業を時限的に実施し、公立小・中学校等の耐震化の推進を図ってきた。

また、東日本大震災を契機にその重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成25年度から、国庫補助に加え、区市町村への財政支援を行っている。

(2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が

高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 4 か年（平成 28 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

(3) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進

大阪北部地震を契機に、その重要性が認識されたブロック塀等の安全対策について、30 年度から、国庫補助に加え、区市町村への財政支援を行っている。

(4) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施する。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用する。

6 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童・生徒を育成するため、令和元年度から、区市町村が国庫補助事業により行う木材を活用する施設整備事業のうち、国産木材を活用する事業に対して支援事業を開始した。令和 2 年度からは、国庫補助事業で対象としていない小規模な施設整備や物品購入を支援し、さらに令和 5 年度からは幼稚園を支援対象に加え、学校施設における国産木材の活用を促進している。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進

国産木材の利用推進に資するため、都立学校の外構等に国産木材を活用する。

施策展開の方向性^{③〇}

幅広い年代の都民の学習機会の充実

1 都立図書館におけるサービスの充実（地域教育支援部）

(1) 図書館サービスの充実

東京に集う人々の多様な知的活動や「学び」を支援するため、資料収集やサービス等に関する各種調査結果を踏まえたニーズの反映、レファレンスサービスの強化等を行うとともに、デジタルアーカイブのコンテンツ充実や最新技術の活用により利便性の向上を図る。

(2) 図書館環境の構築

調査研究や学習活動、読書活動など様々なニーズや活動に応えるため、施設・設備面での整備を図るとともに、電子書籍などデジタル化に対応した多様な情報源へのアクセス環境を整備する。

また、協力支援事業として、区市町村立図書館に対し、協力貸出や研修等多様な協力事業の展開を図るとともに、統合検索システム等を活用した区市町村立図書館間の相互協力体制を支援する。

(3) 都政における施策推進の支援

東京都職員が政策立案する際に必要な資料・情報を提供する。

(4) 次世代育成の学校教育支援

「第四次東京都子供読書活動推進計画」等に基づく事業をはじめ、児童・生徒の読書活動や学習活動及び教職員の授業研究や学校図書館運営等に対する支援を実施する。

2 文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場の提供(地域教育支援部)

(1) 文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場の提供(再掲)

東京スポーツ文化館(区部ユース・プラザ)及び高尾の森わくわくビレッジ(多摩地域ユース・プラザ)において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供しており、両施設とも管理・運営業務はPFI方式で行っている。

3 適切な文化財の保護施策の実施(地域教育支援部)

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。

ウ 文化財の保存助成

文化財を良好な状態で保存し後世に伝えるために、文化財の復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに補助・助成する。

エ 文化財の保護管理

都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

オ 文化財保護思想の普及

「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展など文化財関係事業の共催・後援を行う。

カ 東京文化財ウィーク

11月3日の文化の日前後に、都内全域で様々な文化財を公開するとともに、文化財関連企画事業を実施し、多くの都民等にこれらの文化財に触れる機会を提供する。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護管理

ア 埋蔵文化財の保護管理

都内に残されている埋蔵文化財(土地に埋蔵された文化財)を保護するため、遺跡の周

知徹底を図る。遺跡の保存が難しい場合は、発掘調査を実施し、記録保存を行う。また、発掘調査の成果を活用し、普及啓発を行う。

イ 出土品の保管（埋蔵文化財収蔵庫）

都内埋蔵文化財の調査により出土した資料等を収蔵管理し、資料等の貸出しにより活用を進め埋蔵文化財の広報・普及を図る。

ウ 東京都立埋蔵文化財調査センターの管理運営

発掘調査に伴う出土品と調査記録等を適切に保管するとともに、調査研究、出土品等の資料展示による普及事業を行う。

なお、埋蔵文化財調査センターの管理運営は、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、現在は公益財団法人東京都教育支援機構へ委託している。

- (ア) 多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心とした常設展示・企画展示
- (イ) 縄文時代集落の遺跡を遺跡庭園「縄文の村」として整備・公開
- (ウ) 博物館や文化財関係機関等の要請に応じた収蔵品の貸出し

